

# 行政報告

## 1 台風21号関連について

はじめに、平成30年9月4日の夕方から翌朝にかけて通過した台風21号の影響による、被害状況の概要について行政報告いたします。

札幌管区气象台から9月4日午後6時34分に暴風警報が、5日午前0時38分に大雨警報が発表され、5日未明から朝方にかけて後志沖を北方向に通過し、全道的に暴風雨となり、すでに報道されているとおり、各地において甚大な被害が発生いたしました。

倶知安特別地域気象観測所において、9月4日午後9時から5日午前9時までの雨量は35ミリメートル、平均風速は午前2時30分に南東の風25.8メートル、瞬間最大風速は午前2時24分に南東の風42.4メートルを観測いたしました。

町では、暴風警報発令に伴い第1非常配備体制を敷き、主に総務課において情報収集、建設課において巡視及び被災箇所の応急処置、教育委員会において、小・中学校の授業開始を2時間繰り下げ及び学校施設の点検、水道課において浄水場等の停電対応、保健福祉会館において自主避難所の開設に向けた準備対応をしたところです。

また、道道58号において数箇所の倒木のため通行止めが発生、道道343号岩尾別会館付近において電柱倒壊による通行止めが発生、そのほか町道において倒木により数箇所通行止めが発生いたしました。各管理者がそれぞれ道路上から樹木を撤去並びに電柱の建て替えを行い、通行可能としております。

停電関係では、町内8地区において、2,249戸が停電し夕方までに全ての地区において復旧いたしました。

住家等被害においては、一般住宅や町営団地16棟、車庫や物

置など5棟において屋根や外壁の一部破損が発生しました。

農業関係では、主にデントコーンやスイートコーンの倒伏など併せて8,890アールが被害を受けました。また、営農施設では、農業用倉庫のトタン飛散が33件、ハウスのビニールの飛散等が5件ありました。

観光関係では、半月湖遊歩道の土砂崩れにより危険と判断したため利用禁止といたしました。

町有施設内の倒木被害では、町道や歩道上、公園内、墓地や斎場、公営住宅敷地内、旭ヶ丘保健保安林、倶知安高校前林帯等において合計215本の倒木が発生いたしました。

町営施設関係では、生きがいセンター、後志労働福祉センターにおいて屋根の破損、ソフトボール球場のフェンスの倒壊、その他ゴミステーション、街灯、旗、看板の倒壊や破損等の被害が発生いたしました。

消防では外壁、屋根や窓の破損、物置の倒壊などで13件出動要請があり対応いたしました。

なお、これらの被害状況の中で、早急な災害復旧などに要する経費を取りまとめましたら、補正予算のご提案をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

被害状況について・・・資料1

## 2 胆振東部地震関連について

続きまして、9月6日午前3時8分頃に、道央を中心に広い範囲で強い地震があり、胆振管内厚真町において道内初の震度7、同管内安平町及びむかわ町で震度6強、札幌市東区で震度6弱と札幌管区气象台から発表され、「北海道胆振東部地震」と命名されました。

この地震による人的被害は、厚真町を中心に山腹崩壊による土

砂崩れなどによる多数の死傷者及び安否不明者が発生し、道内各地においても多数の負傷者が出ております。その他、道路陥没、地盤沈下、液状化が原因とみられる建物の傾斜などの被害が発生したと報道されました。

お亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を表するとともに、被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。

当町においては震度4を観測しましたが、この地震による人的及び物的被害は報告されておられません。

この地震の影響により北海道初の295万戸の全道停電が発生し、9月8日現在も道内の一部で停電が解消されていない状況となっています。

本町においては、町内全域に停電が発生し、7日午前3時頃に町内全域が復旧するまでに町として次の対応をいたしました。

午前3時8分震度4により第1非常配備が自動配備され、初動時において36名の職員が参集し、総務課は情報収集及び非常用電源の確保、建設課は道路などの巡視（巡視結果、異状なし）、水道課においては送水ポンプの一部を非常用発電機への切替えを実施しました。

泊発電所は6日午前3時25分頃に外部からの電力供給が止まり、電源喪失に陥りましたが約3分後、非常用発電機にバックアップを開始しており異常はない旨の報告が、午前5時19分以後志総合振興局から本町に連絡がありました。

なお、9時間半後の午後1時までには復旧いたしました。

午前5時22分には、町災害対策本部を設置し、停電対策などを協議した結果、町民生活の確保を最優先事項に位置付け、上下水道において非常用発電機の未設置の送水ポンプ等のリースによる非常用発電機の確保、各燃料店へ非常用発電機用燃料の給油依頼を行いました。また、一部高架水槽等の建物において水道が利用できない住民のために役場庁舎及び第三駐車場にて給水対応を

するとともに、非常用発電機設置に時間を要した八幡地区30戸に給水袋6リットルを配布しました。

避難所の開設につきましては、自宅で上下水道が利用できること、信号機が作動していないため、日夜の交通事故の誘発の恐れがあるため初日の避難所開設を見送りました。

また、倶知安消防署において、携帯電話の充電サービスを実施するよう準備を進めておりました。

その他停電に関連し、生活情報について防災行政無線及び町ホームページによる情報伝達に努めるとともに、独居老人宅へ職員が訪問し、安否確認及び緊急通報システムの作動確認や身の回り相談などの対応を図って参りました。

また、倶知安厚生病院から入院患者用の非常食提供の依頼があり学校給食用非常食の約1,400食を提供し、江別市からは給水袋5,000袋の提供依頼があり、それぞれ対応いたしました。

このような対応の中で、電力は、6日の午後6時頃、寒別、比羅夫、山田、樺山の一部が復旧し、翌日の午前3時頃に全町が復旧したところであります。

今回の全町的停電かつ長時間に亘る停電に対して、上下水道は非常用発電機が有効に発揮し、住民生活に好影響を与えた一方、非常用電源取り口のない避難所・火葬場・給食センター等公共施設では、冬期間の暖房及び照明対策や炊き出しへの迅速な対応が困難であることが浮き彫りになりました。

今後においては、非常用電源口の設置やリース発電機の確保が必要と考えております。

また、今回の台風21号、大規模停電に関する経験を踏まえ各種取組を検証するとともに、更なる防災体制の充実と強化を図って参りたいと考えておりますので皆さま方のご理解とご協力を願いたします。